

経営継承・発展支援事業（国庫）

【目 的】	将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、地域農業の中心経営体の経営を継承した後継者による、その経営を発展させる取組を支援する。
【対 象 者】	地域計画に位置付けられた地域農業の中心経営体である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受ける後継者（認定農業者）
【補助対象】	経営発展に向けたと取組に要する経費 ①専門家謝金 例) 指導等を受けるために依頼した専門家への謝礼 ②専門家旅費 例) 指導等を依頼した専門家に支払う旅費 ③研修費 例) 研修を受講する際の経費 ④旅費 例) 情報収集や各種調査の実施や研修受講に係る旅費 ⑤機械装置等費 例) 農業用の機械装置等の購入に要する経費 ⑥広報費 例) 販売用のホームページ、パンフレット、ポスター・チラシ等の作成や広報媒体等の活用に係る経費 ⑦展示会等出張費 例) 販売促進に向けた PR 活動等に係る経費 ⑧開発・取得費 例) 新商品の試作開発や GAP 等の取得に係る経費 ⑨雑役務費 例) 人材募集費用、臨時雇用に係る宿泊料・アルバイト代・保険料、派遣労働者の派遣料、作業委託料等 ⑩借料 例) 機械装置等のリース料・レンタル料 ⑪設備処分費 例) 機械装置等の廃棄・処分、又は借りていた機械装置等の返却に係る経費 ⑫委託費 例) 業務の一部の委託（委任）に係る経費 ⑬外注費 例) 業務の一部の外注に係る経費
【要 件】	①経営発展計画を策定すること。 ②主宰権の移譲の際に、先代事業者の有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。 ③主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。 ④農業次世代人材投資事業や新規就農者育成総合対策の経営開始資金及び経営発展支援事業、新規就農者確保円滑化対策の就農準備・経営開始事業及び世代交代・初期投資促進事業の交付を受けていない、かつ過去に受けていないこと。 ⑤個人事業主で家族農業経営である場合は、家族経営協定を书面締結していること。
【補助割合】	補助上限 100 万円（国）1/2（市）1/2

※本事業は国庫事業ですので、国の予算の都合により不採択になる可能性があります。
また、目標達成まで毎年報告が求められるとともに、10 年間は会計検査院の検査対象になります。